



国連生物多様性の10年

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年8月23日（金）

令和元年6月19日に公布された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行に向けて整備すべき関係法令改正案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和元年8月23日（金）から9月23日（月）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

（電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）

1. 概要

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和元年6月19日に公布（※）され、一部の規定を除き公布の日から1年以内に施行されるところ、改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく関係法令の改正等を行います。

※ 改正法の内容については以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

2. 意見募集要領

（1）意見募集対象

別添：【概要】動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

（2）意見募集期間

令和元年8月23日（金）～令和元年9月23日（月）

（※郵送の場合は、令和元年9月23日（月）必着）

（3）意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、次のいずれかの方法で御提出ください。

[1] 郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

[2] F A X

F A X 番号 03-3508-9278

[3] 電子メール

電子メールアドレス shizen-some@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 宛て

[件名] 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※御意見は、日本語で御提出ください。

※御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

3. 公布・施行期日(予定)

公布：令和元年秋頃

施行：改正法の施行の日(令和2年6月1日) ※一部の規定は令和2年3月2日

4. 別添資料

別添：【概要】動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

代表 03-3581-3351

室長 長田 啓 (内線6651)

補佐 小高 大輔 (内線6419)

係長 佐藤 知生 (内線6656)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要について

令和元年8月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いとして動物を譲り受けてその飼養を行うことを定めるほか、関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

2. 改正の内容

（1）動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正について

① 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加

改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5第1項の動物に関する帳簿の備付け等を要する第一種動物取扱業者による動物の取扱いとして、動物を譲り受けてその飼養を行うことを定める。

② 特定動物に関する規制の強化に係る規定の整備

新法第25条の2において、新たに特定動物^{※1}の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたことに伴い、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第26条第1項の特定動物の定義に係る規定が新法第25条の2に規定されたため、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第2条において当該改正に伴う条ズレ措置を講ずる。

※1 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。）

（2）中小企業等経営強化法施行令の一部改正（ハネ改正）について

改正法の施行により、旧法「第二十四条の二」が「第二十四条の二の二」に条項移動するため、当該条項を引用する中小企業等経営強化法施行令第14条第2項第5号中の当該記載に関して所要の措置を講ずる。

（3）特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置^{※2}について

旧法第26条第1項に規定する特定動物が交雑することにより生じた動物についての新法第26条第1項の許可を受けようとする者は、改正法の施行日前においても、その許可の申請をすることができることとする。

また、都道府県知事は、許可の申請があった場合に改正法の施行日前においても、新法第26条第1項の許可をすることができることとし、この場合において、当該許可は、改正法の施行日において新法第26条第1項の規定により許可を受けたものとみなすこととする。

※2 特定動物（交雑した動物ではない動物）については、改正法附則第4条において、改正法の施行の際に現に許可を受けているものの取扱いや施行の前に旧法の規定に基づき提出された申請の取扱いについての経過措置が規定されている。

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和2年6月1日）とすることとする。ただし、特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置については、令和2年3月2日に施行させることとする。